

資金協力における考え方

(フィリピン事案を受けた再発防止策について)

2026年8月31日（月）

企画部 小豆澤 英豪

フィリピン向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」に関する検証委員会の報告書のポイント

令和7年6月13日

国際協力機構(JICA)

(注) 本紙は、令和7年6月13日に検証委員会から提出された検証報告書のポイントを国際協力機構(JICA)が整理したものである

1. 検証委員会の評価

(1) JICAの懲戒処分

- JICA職員が秘密情報(注)を外部事業者に提供した件について、JICAが就業規則上の守秘義務違反とした評価は是認。懲戒処分の時期・内容(2023年5月・停職1か月)は妥当。
- 業務負荷や円滑に進めなければならないとの強いプレッシャーにより追い詰められていた、自己の経済的利益を追求する等の動機はなかった、コンプライアンス研修や上長による指導がなかったなど、当該JICA職員について酌むべき事情もあった。
- 上長の監督義務違反があったとまではいえず、上長への懲戒処分を行わなかったことが不適切であったとはいえない。
- 懲戒処分の公表時期(2024年7月)については、外部に対する調査・対応が継続していたとしても複数回にわたり先延ばしにしたことは不適切。

(注) JICA調査(経済財務分析、環境影響評価)の業務指示書案、円借款の事業費積算ファイル、施工監理コンサル契約のTOR案

(2) JICAの内部調査

- 範囲・手法・タイミングについては概ね妥当なるも、フォレンジック調査の範囲や外部事業者に対する調査のタイミングについては改善の余地有。

(3) 外務省への報告

- 外部通報の受領(2023年1月)後、早期に報告したことは妥当。懲戒処分の報告(同年11月)は、懲戒処分の実施後(同年5月)速やかに報告することが望ましかった。

(4) 入札プロセスへの影響

- 業務指示書案等の提供を受けた外部事業者が他の事業者よりも早く入札の準備に着手できた等の観点から影響があった可能性は否めないが、全体としての影響は限定的であった。

2. 新たに判明した事実（類似事案）

- （１）本円借款事業に関し、他のJICA職員が経済財務分析及び環境影響評価の業務指示書案等を他の外部事業者の社員に提供した。
- （２）本円借款事業に関し、外部事業者の社員からJICA職員に対し施工監理コンサルタント業務に係る情報提供依頼があった。
- （３）本円借款事業とは別の事業に関し、協力準備調査に係る業務指示書案をさらに他のJICA職員が外部事業者に提供し外部事業者の意見を求めた。

3. 原因分析

- 担当者への業務負荷及びプレッシャーが過度であり、業務遂行の必要性の中で守秘義務に関する規範意識が形骸化した。
- 非常にタイトなスケジュールの中、企画競争という競争による調達スキームが採用され、かつ外部事業者への公式な意見照会を活用できなかった。
- 上長が相談や報告を待つにとどまり、監督の一環として担当者の困難な状況を十分に把握できていなかった可能性。
- 外部事業者に情報提供が認められる場合の条件と情報の種類・範囲等について、明確かつ網羅的にルールが周知徹底されていなかった。
- JICAでは事前調査を受注した事業者が関与しない形で審査を行うという原則を定めているが、本事業では、事前調査（経済財務分析）と審査が並行・連動して行われており、その場合のルールが明確に定められていなかった。
- JICA事後対応を俯瞰して全体を統括する部署・担当者が特定されていなかった。
- 不正対応に係るノウハウが蓄積されておらず、体系化した内部規程等が未整備だった。
- 懲戒処分の公表に係る就業規則運用細則の解釈や業務フローが確立されていなかった。

●検証委員会の指摘①

「外部事業者に情報提供が認められる場合の条件と情報の種類・範囲等について、明確かつ網羅的にルールが周知徹底されていなかった。」

●再発防止策の基本的な考え方

- 資金協力事業においてJICAは直接の発注者ではないが、各種調査の実施や資金協力事業の実施監理を通じ発注者同様、入札関連などの秘密情報を保有し得る立場にある。
- JICA役職員は職務上知ることのできた秘密の保持義務がある（国際協力機構法第11条）。調達関連情報についても、JICAは業務を行うにあたり、対外的に疑念や不信を招くことのないよう、JICAの内部規程等及び資金協力事業の調達ガイドライン等を遵守するとともに、調達手続きの透明性・公平性及び公正性の確保に十分留意する必要がある。

（１）秘密情報の範囲

計画・合意された、調達・入札関連情報（想定価格・積算価格詳細、仕様（スペック）、調達パッケージと各パッケージの目安額、資格要件、コンサルタントTORや想定パーソンマンス、評価基準、公示日、関心企業名、入札評価結果、応札書類・価格札の内容

これらの情報は入札結果が確定するまでは非公開であり、報告書の公開、プレスリリース・プレ公示など所定の手続きによる公表を除き秘密情報として扱う。

（２）応札可能性のある企業とのコミュニケーションについて

- 企業との面談を通じて、一般的な意見交換として、特定の技術に関する最新の動向や事例などについて意見を求めたり説明を受けたりすることは問題ない。
- 応札可能性のある企業と接するときは、公平かつ適正に対応し、一部の事業者ないし特定企業が入札上、有利または不利となるような情報提供は行わない。
- 円滑な事業実施に向けて応札勧奨を行う場合であっても、特定企業のみ提供するのではなく、業界団体等を通じて広く周知した説明会等により情報提供を行う。その際、発注者（実施機関）にとって競争による経済性確保を阻害することのないよう細心の注意を払う。

参考：案件説明の機会
(円借款の場合)

- STEP案件説明会：協力準備中にJICAがオンラインで開催
- アンタイド案件のIDI説明会：国交省・国際建設技術協会（IDI）がハイブリッドで開催

(無償資金協力の場合)

- 協力準備調査実施中に説明会をオンラインで開催（大型案件の場合等）

(3) 不当な働きかけへの対応

- 勤務時間の内外を問わず、入札可能性のある企業その他第三者から調達・入札で自らが有利となるような依頼や情報提供の要請等の不当な働きかけは拒否し、応じてはならない。

●検証委員会の指摘事項②

「JICAでは事前調査を受注した事業者が関与しない形で審査を行うという原則を定めているが、本事業では事前調査（経済財務分析）と審査が並行・連動して行われており、その場合のルールが明確に定められていなかった」

参考：事前調査コンサルタントの本体事業への参画について：スキーム間の違い

円借款では、事前調査コンサルタントが本体事業のコンサルタントサービスに応札することを可としている。これは開発協力分野のプレーヤーが限られており、一律に排除すると競争の低下や事業品質への影響が懸念されるためであるが、審査時の情報を協力準備調査コンサルタントが入手すると、他社との関係で公平性が阻害される懸念がある。

無償資金協力では原則として事前調査コンサルタントが本体の施工管理業務を実施する（年度会計による財政法上の制約のもとで迅速かつ計画的に事業を完結させる必要があるため、設計思想の一貫性を重視し、JICAが相手国に事前調査コンサルタントを推薦することとしている）

技術協力においては、TOR作成者の後続業務の参加は原則禁止。

●再発防止策

- 円借款事業において、事前調査コンサルタントが審査プロセスに関与しない仕組みの徹底
- 事前調査コンサルタントの関与範囲は調査段階に限定。JICAと相手国政府実施機関は、審査の過程、相手国の借入予算承認プロセス、案件採択後の実施機関の調達プロセスの過程に事前調査コンサルタントを介在させない。
- 特に、審査の過程・期間の対応が重要であり、事前調査段階でドラフトした本体事業のコンサルティングサービスのTOR・人月案は必ずJICAが確認・見直しを行うとともに、審査期間中及びその前段階のファクト・ファインディング期間中に相手国政府実施機関から合意を得る過程でJICA及び実施機関のいずれもが、事前調査コンサルタントとの接触・連絡は行わない。



JICA調達における秘密情報の漏洩防止 (外部説明会資料)

2026年8月
国際協力調達部

調達秘密情報漏洩事案

漏洩した秘密情報の概要

JICA調査(経済財務分析、環境影響評価)の業務指示書案、円借款の事業費積算ファイル、施工監理コンサル契約のTOR案

※「フィリピン向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」に関する検証委員会の報告書のポイント」から抜粋

検証報告書10ページ抜粋

JICAは、2023年1月13日、JICAの設置する総務部法務課外部通報窓口に対し、本事業に関し、外部事業者が受注した本施工監理契約において独占禁止法第3条及び官製談合防止法第8条に抵触する行為があった旨の情報提供があった(中略)ことを受け、本外部通報における指摘事項の確認のため、総務部等による一連の調査(中略)を開始した。

※官製談合防止法:入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)。以下本資料では公正取引委員会の用例に倣い「入札談合等関与行為防止法」と略称する。

[フィリピン円借款事業「首都圏鉄道3号線改修事業」に関する検証委員会からの検証報告書の受領について | ニュース・広報 - JICA](#)

入札談合等関与行為防止法第8条

(職員による入札等の妨害)

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処する。

※国等の入札の「公正を害すべき行為」を処罰する規定は刑法にも存在する(第96条の6(公契約関係競売等妨害))。入札談合等関与行為防止法第8条の入札妨害罪は、行為主体が国等の職員の場合に、より重い刑罰で処罰するもの。

調達手続きの適正な実施に関する執務要領

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)の規定を踏まえ、調達手続きの適正な実施について、必要な事項を定めたもの。2026年7月28日に改正し、JICAウェブサイトで公表。

(秘密の保持)

第4条 役職員は、調達手続きに関して職務上知り得た秘密を保持しなければならない。ただし、第3項に規定する方法により秘密情報を開示する場合を除く。

2 前項に定める職務上知り得た秘密とは、職務上知り得た非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいい、次のものが含まれる。

(1)調達実施方針決裁で決定する事項(契約方法、契約充当可能額等。)

(2)公告・公示前の競争関連書類(公告・公示や入札説明書等)及びその内容(競争の条件や方法、仕様書等競争に付する事項、契約条件等。検討段階のものを含む。)並びに公告・公示の時期(プレ公示により開示した情報を除く。)

(3)競争参加資格申請者等の競争参加者に関する情報

(4)予定価格(その算定根拠及び参照した情報を含む。)

(5)技術提案書や見積書等、競争参加者から提出を受けた情報

(6)前各号のほか、情報漏洩により特定の者を競争上有利にし、又は競争参加者の権利を害する可能性のある情報

調達手続きの適正な実施に関する執務要領

3 役職員は、調達の情報収集等を目的として、前項第2号に掲げる秘密情報を公告・公示前に第三者に情報提供する必要があるときは、機構ホームページ(在外機関において機構ホームページ以外の媒体で調達情報の公告・公示を行っている場合においては機構ホームページ又は当該媒体)に情報を開示して行う方法(情報提供依頼及び意見招請。手続きの詳細は国際協力調達部長が執務参考資料で定める。)によりこれを行わなければならない。

4 役職員は、随意契約の調達手続きにおいては次に掲げる秘密の保持に特に留意するものとする。

(1)契約交渉において予定価格を提示してはならない。

(2)会計規程第23条第1号の要件に基づく随意契約(特命随意契約)を行おうとする場合においては、特定者を契約交渉相手先とすることが確定するまで(参加意思確認公募を行う場合にあっては公募期間が終了し特定者を契約交渉相手先とすることが確定するまで)、競争を行う場合において公告・公示前は秘密として保持しなければならない情報(第2項第2号に掲げる情報)を提示してはならない。

調達手続きの適正な実施に関する執務要領

(受注者に関する意向の表明)

第5条 役職員は、特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆してはならない。

(特定の者に対する便宜の供与)

第6条 役職員は、調達手続きにおいて、特定の者を競争上有利にするような行為をしてはならない。

(事業者との応接方法)

第7条 役職員は、競争参加の可能性がある事業者と接するときは、公平かつ適正に対応し、一部の事業者が有利又は不利となるように取り扱ってはならない。

2 役職員は、事業者との応接に当たっては、適切な場所において、複数の役職員で対応する等、国民の疑惑や不信を招くことのないようにするものとする。

(第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応)

第8条 役職員は、勤務時間の内外を問わず、次の各号に該当する第三者(競争に直接参加する意思を持つ事業者に限らない。また、機構の役職員を含むものとする。)からの不当な働きかけ(対面、郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等の手段を問わない。)を受けたときは、当該働きかけを拒否し、その内容を記録し機構関係部門に報告する旨を当該第三者に対して伝えなければならない。

(1)自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

(2)指名競争において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼

(3)自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

(4)第4条に規定する秘密情報の提供依頼

2 役職員は、前項の不当な働きかけを受けた場合は、当該内容を記録し、速やかに国際協力調達部長に対し報告するものとする。

外部事業者との情報交換に関する 新たな取組み

～公正で透明な調達契約の実現に向けて～

2026年8月 国際協力調達部

見直しの背景、変わること、そして皆様へのお願いを3点で説明します。

なぜ見直すのか

公正な競争環境の確保

特定の事業者だけが有利となる状況を避け、すべての事業者に平等な機会を確保します。

何が変わるのか

個別ルートから公開ルートへ

情報交換を減らすのではなくHP等を介した、情報提供依頼(RFI)・意見招請・プレ公示・公開質問回答に切り替えます。

皆様へのお願い

公開プロセスの活用

個別の働きかけではなく、公式な公開プロセスを通じて、ご意見・ご質問をお寄せください。

個別ではなく、公開された手続を通じた対話へ。
本日の中心メッセージです。

良い調達のためには、「対話」と「公正性」の両立が必要です。

公正性

すべての事業者に平等な機会を確保します。

透明性

同じ情報に、同じ条件でアクセスできる状態を目指します。

競争性

健全な競争を通じて、より良い提案につなげます。

JICAは市場との対話を重視します。今回の取組みは、対話を止めるものではなく、公正な形で行うためのものです。

情報交換は続けます。ただし、個別ルートから公開ルートへ切り替えます。

Before (これまで)

個別の相談・照会・情報提供
個別面談・事前説明、個別回答
意見招請
プレ公示
公開質問回答

個別と公開による手続きが混在



After (これから)

情報提供依頼 (RFI)
意見招請・プレ公示
公開質問回答

公開された手続きに一元化

情報交換の量を減らすのではなく、より公正な形に整えます。
同じ情報を、同じ機会で、すべての事業者へ。

JICA職員が公開プロセスをご案内するのは、対話を拒否するためではなく、公正な形で対話するためです。



個別回答は、特定の事業者だけが詳細情報を得る結果となり、公正な競争環境に影響するおそれがあります。



ご案内する公開ルート

情報提供依頼（RFI）・意見招請・プレ公示・公開質問回答をご活用ください。

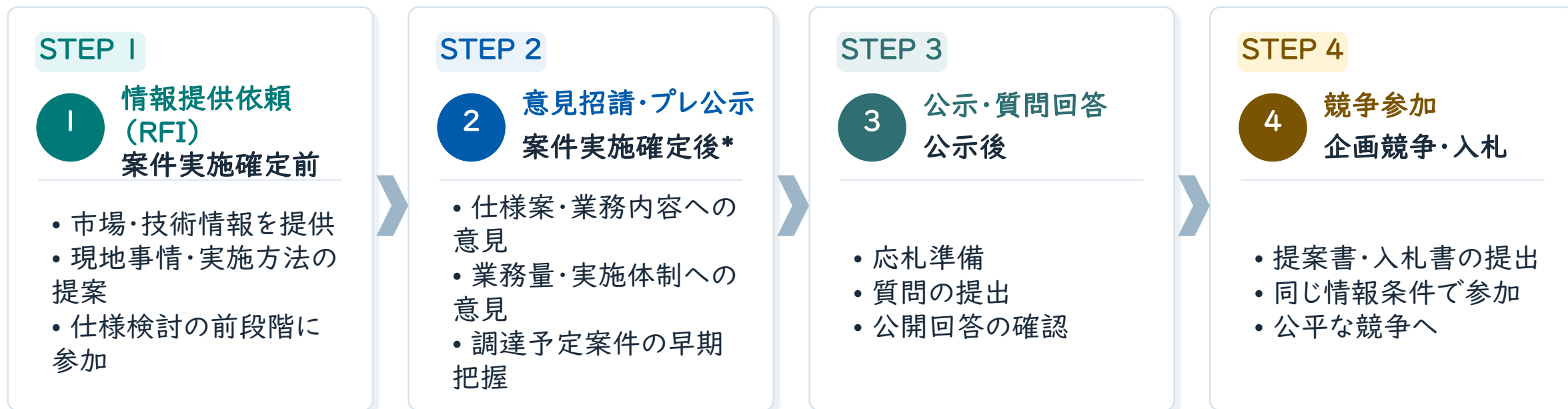


事業者の皆様へのお願い

個別の働きかけではなく、公開手続きを通じてご意見・ご質問をお寄せください。

「話せない」ではなく、「公開ルートで話す」へ。
事業者の意見を受け止める場は維持・拡大します。

構想段階から公示まで、公開プロセスを通じてご意見をいただけます。



公開されたプロセスを通じて、すべての事業者が同じ情報にアクセスできます。

個別の働きかけではなく、情報提供依頼 (RFI) ・意見招請・プレ公示・公開質問回答をご活用ください。

*プレ公示は、案件実施確定前の段階から掲載することがあります。

仕様が固まる前の段階から、皆様の知見をお借りしたいと考えています。

情報提供依頼（RFI）とは

案件の方向性を検討する段階で、市場の知見を収集する仕組みです。

JICAが知りたいこと（例）

- 技術的に実現可能か
- 市場にどのような事業者がいるか
- 適切な実施期間はどれくらいか
- 新技術・革新的アプローチの可能性

早い段階のご意見が、より良い調達につながります。
構想段階から市場の知見をお寄せください。

案件実施確定後は、仕様への意見提出と調達予定の早期把握を一体的に行えます。

意見招請

仕様案・業務内容・実施体制・業務量・成果物へのご意見をお寄せください。

プレ公示

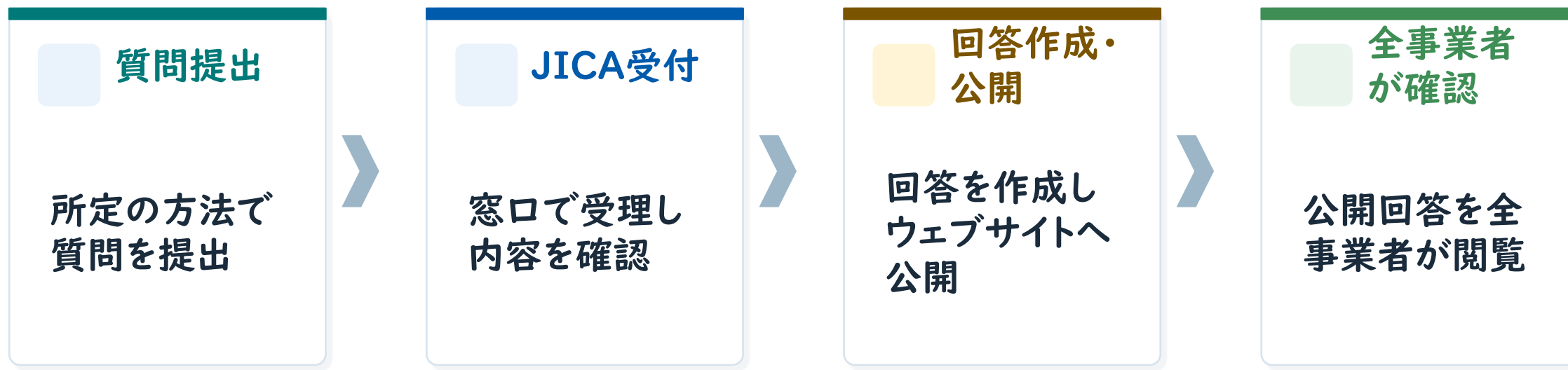
調達予定案件を早期に確認し、応札準備・パートナー探索・要員確保に活用できます。

※プレ公示は案件実施確定前から行うことも可能です。

気付いた点は、できるだけ早い段階で公開プロセスを通じてお寄せください。

意見招請とプレ公示は、同時又は近接して実施される場合があります。
まとめて「仕様への意見提出・調達予定の早期把握」の場としてご活用ください。

すべての事業者が同じ情報を得られることが、公平な競争環境につながります。



個別問い合わせではなく、質問回答制度をご利用ください。
いただいた質問と回答は公開され、他の事業者も確認できます。

公開プロセスへの積極的な参加をお願いします。

1. 個別アプローチに依存しない

特定ルートではなく、公開された手順をご活用ください。

2. 情報提供依頼 (RFI) ・意見招請へ参加

構想段階から、皆様の知見・経験をお寄せください。

3. 質問は公開ルートで

全事業者が同じ情報を得られる環境づくりにご協力ください。

JICAは市場との対話をこれからも重視します。

より公平で透明な対話の実現に向け、公開されたプロセスへのご協力をお願いいたします。